

さいたま市公共事業評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が行う国土交通省所管の公共事業の事前評価、再評価及び事後評価（以下「事業評価」という。）の実施について必要な事項を定める。

(事業評価の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる事業評価の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事前評価

新たに事業費を予算化する事業等について、事業の必要性や効果、実行性等の視点から事業実施の妥当性を判断するために行う評価。

(2) 再評価

事業計画（基本構想・基本計画）策定後一定期間が経過した後も未着手である事業、事業着手後一定期間が経過した時点で継続中の事業等について、事業の進捗状況や事業をめぐる社会経済情勢等の変化を踏まえ、事業の必要性や効果等の視点から事業継続の是非を判断するために行う評価。

(3) 事後評価

事業完了後一定期間を経過した事業について、事業完了後の事業効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映させるために行う評価。

(対象事業)

第3条 事前評価、再評価又は事後評価の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 国土交通省が所管する国庫補助事業。
- (2) 国土交通省所管の社会資本整備総合交付金要綱に基づく事業。
- (3) 上記の他、事業評価の必要性が高いと認められる事業。

(事業評価の時期)

第4条 事業評価の実施時期は、次のとおりとする。

(1) 事前評価

事業着手の検討段階から事業実施に向けた予算を計上する前までとする。また、国庫補助事業等に係る整備計画等にあつては、計画を作成し、国等へ提出する前までに実施する。

(2) 再評価

- ア 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業は、5年目の年度末までに実施する。
- イ 事業採択後5年間を経過した時点で一部供用中の事業も含め、継続中の事業は、5年目の年度末までに実施する。
- ウ 再評価実施後5年間を経過した時点で継続中又は未着工の事業は、再評価実施後5年目の年度末までに実施する。
- エ 上記に定めるもののほか、社会的状況の急激な変化等により、対象とする事業に対して再評価を実施する必要があると認められる場合は、随時実施する。

(3) 事後評価

事業完了した年の翌年度末までに実施する。ただし、国庫補助等を受けて実施する事業については、国が定める事後評価実施要領等に規定する年度に実施する。

(事業評価の手法)

第5条 事業評価の評価手法は、次の各号によるものとする。

- (1) 国が求める事業については、国が策定した評価手法を用いる。
- (2) 国が求める事業以外の事業については、国が策定した評価手法に準ずる。
- (3) 事業の特殊性等により上記の評価手法の採用が困難な場合には、他の方法により事業評価を行うことができるものとする。
- (4) その他必要に応じて、評価項目を加えることができるものとする。

(事業評価案の策定)

第6条 市は、事前評価、再評価及び事後評価を行おうとするときは、事業評価に係る資料の作成を行うとともに、事業評価案を作成し、さいたま市公共事業評価審議会(以下「審議会」という。)に諮るものとする。

- 2 審議会に諮った案件に関して、審議会の意見具申を受けた場合には、速やかに対応し、その結果を、審議会へ報告するものとする。

(評価結果及び対応方針等の公表)

第7条 市は、「事業評価の結果」として次の各号を策定し、公表するものとする。

- (1) 審議会の審議結果を踏まえ確定した「事業評価書」
- (2) 審議会から意見具申があったときは、「意見具申に対する対応」

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、評価の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。